

知って納得、納めて安心 国民健康保険

国民健康保険(国保)は、けがや病気に備えて加入者であるみなさん全員が日ごろから保険料を納め、いざというときの医療費などに当てようという助け合いの制度です。わが国では、自営業の人、農業などを営んでいる人などが加入する国保以外にもサラリーマンの方が加入する健康保険などがあり、すべての人は医療保険に入らなければなりません(国民皆保険制度)。今号では、国保の仕組みなどについてご紹介します。市民のみなさんの国保へのご理解、ご協力をお願いします。
⇒ 保険課国保加入係 ☎内線2382・国保給付係 ☎内線2388・国保納税係 ☎内線2391

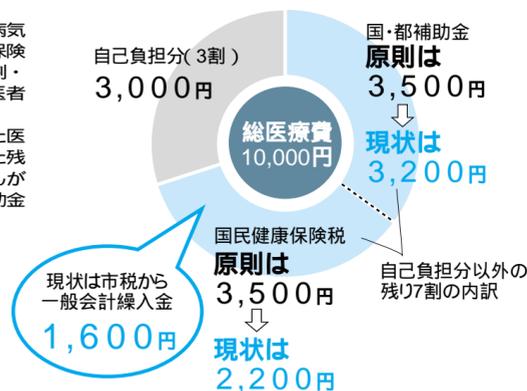


国保の仕組みとサービス

国民健康保険は、市区町村が保険者となって運営しています。国民健康保険に加入している人は、病気やけがをしたとき、医療機関の窓口で保険証を提示すれば医療費の一部(3割・2割・1割/下記参照)を支払うだけで、お医者さんにかかることができます。みなさんが医療機関の窓口で支払った医療費(自己負担額=1~3割)を除いた残りの金額については、加入者のみなさんが納めていただいた保険料と国や都の補助金などで賄っています。

年代別自己負担率	
3歳未満	2割
3歳以上70歳未満	3割
70歳以上	1割
70歳以上の一定以上所得者	2割

三鷹太郎さんの医療費の内訳



市内在住三鷹太郎さんの場合

自営業の三鷹太郎さんは、国保に加入する働き盛りの40歳。風邪をこじらせて病院へ行ったところ、3,000円の代金を支払いました。このときにかかった医療費の内訳は、原則としては左の円グラフの黒い文字の金額になるはず……。ところが、社会環境の変化や国保財政の状況などの要因により、市税からの繰入金で医療費の不足分を補うなど現状としてはこの内訳通りではない事態も生じています(円グラフの青い文字の金額参照)。現在、国保が抱えている課題とはどのようなものなのでしょう。そして、課題を解消するため、私たち一人ひとりにできることはあるのでしょうか？

そのほかの主な給付サービス 保険課国保給付係 ☎内線2388

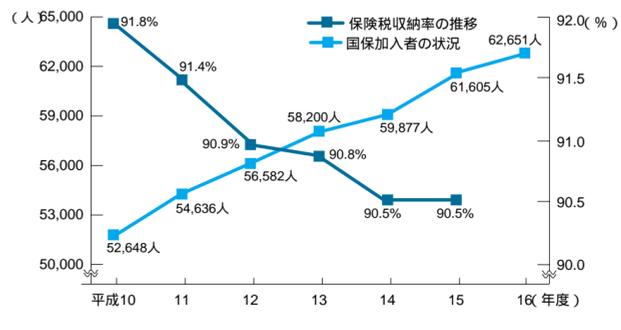
- 出産育児一時金** 被保険者が出産したとき30万円が支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。
- 高額療養費** 1カ月の医療費の一部負担金額が高額となり自己負担限度額を超えた場合、超えた分が高額療養費として後から支給されます。限度額は、世帯の所得に応じて設定されています。
- 葬祭費** 被保険者が亡くなったとき、葬儀を行なった人(喪主)に対して6万円が支給されます。

国保が抱える課題

長引く不況、伸び悩む国保税収入

国民健康保険の財源は、加入者のみなさんから納めていただく国民健康保険税と国や都の補助金などで賄うことになっています。近年の長引く景気の低迷で、リストラなどにより会社の健康保険から国保に加入する方が増えています。また、事業不振や失業、不安定就労などを理由に保険料の納税が遅れる方も増えています。このように、加入者は年々増加傾向にあるものの、それに比べて保険料の収入は伸び悩んでいます。

国保加入者数の伸びと収率の低下



国保の財源不足は市税から補てん

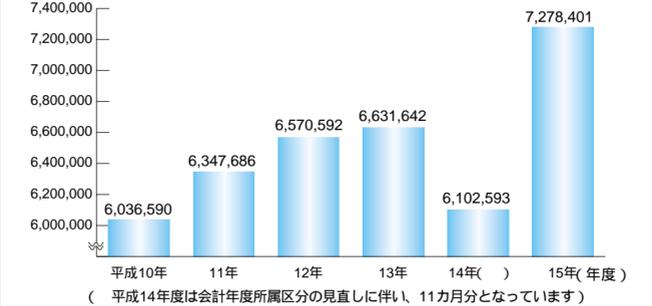
国民健康保険事業の財政は、加入者の高齢化に伴う医療費の増加と長引く不況の影響による保険料収入の伸び悩みにより、恒常的な財源不足が続いています。このため、毎年度、市民税などが含まれている一般会計からの繰入金という形で国民健康保険財政の赤字分を補ってきました。しかし、この方法は市のほかの事業への影響も大きくなることから限界にきています。また、市民の方への公平な負担という面からも国民健康保険財政の健全化を図ることが大きな課題となっています。



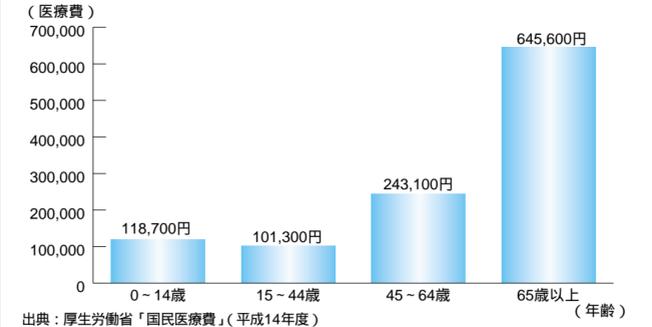
高齢化の影響で増え続ける国保の医療費

加入者の増加、医学・医療技術の進歩により、医療費は年々増加し、国保財政は大変厳しい状況になっています。特に、加入者の高齢化が医療費全体に与えている影響は大きいといえます。年代別に医療費を分析すると、全国統計では、15歳から44歳までの方の医療費の年平均が10万1,300円に対し、65歳以上の方の医療費年平均が64万5,600円となっています(平成14年度)。一方、三鷹市の国保では、65歳以上の方の加入割合は平成17年1月で約37%であり、これに比べて三鷹市人口に占める65歳以上の方の割合は約17%となっています。三鷹市の国保加入者の高齢者比率が高いことがこのことでも分かります。

医療費の年額推移 単位:千円



年代別1人当たりの医療費(平成14年度年平均)



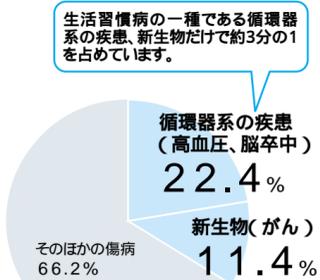
私たちができること

医療費抑制のカギは「健康づくり」

医療費の増加の大きな要因のひとつといわれる生活習慣病は、日本人の主要疾患である、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病、肝臓病などのことをいいます。これらの発症や進行は、不規則な食生活や運動不足などの生活習慣が深くかかわっています。生活習慣病は、その治療にたいへんな時間と医療費がかかります。みなさんの人生や家計、そして国民健康保険の運営に大きな影響を与えます。健康的な生活は、医療費の節約にもなり、国民健康保険税の負担を抑えることにもなります。健康づくりの基本は毎日の食生活です。また、日常の適度な運動は、肥満や生活習慣病を予防します。日ごろから自分にあたりフレッシュの方法を見つけ、ストレスをためないよう心がけましょう。一度、自分の生活を見直してみませんか。



傷病別に見た医療費の構成割合



出典:厚生労働省「国民医療費」(平成14年度)

健康づくりを支援する市の事業を活用ください

- 基本健康診査** 40歳以上の方で、主に職場などで健康診査を受ける機会のない方に対して、無料で基本健康診査を実施しています。国民健康保険に加入している方には、受診期間に合わせて受診票などを送付しています。
⇒ 健康推進課 ☎46-3254
- 人間ドックの利用補助** 被保険者の健康の保持増進を図ることを目的として、人間ドックの利用に対して、その診査料の一部を補助しています。診査料が6万円以上の場合は3万円、6万円未満の場合は診査料の2分の1が年1回補助されます。
⇒ 保険課国保給付係 ☎内線2388

国保の加入と届け出

国民健康保険に加入するとき、やめるときは、14日以内に届け出をしましょう。
⇒ 保険課国保加入係 ☎内線2382

国保に加入するとき

ほかの市区町村から転入した日(職場の健康保険などに加入していない場合) 職場の健康保険などをやめた日(退職日の翌日) 生活保護を受けはじめた日 出生した日 生活保護を受けなくなった日 加入の届け出が遅れると加入者は、国保に届け出をした日ではなく、被保険者の資格を得た日までの期間にわたって保険料を納めなくてはなりません。また、遅れてしまった期間にかかった医療費は全額自己負担となりますので、注意しましょう。

国保をやめるとき

ほかの市区町村へ転出した日 職場の健康保険などへ加入した日 死亡した日の翌日 生活保護を受けはじめた日 医療費の返還 国保の資格がなくなってから国保の保険証を使用して医療を受けた場合は、三鷹市が医療機関へ支払った医療費を返還していただくことになります。返還額は高額になりやすく、数十万円におよぶ場合もあります。転出・社会保険加入などで国保の資格がなくなった場合は早く届け出(保険証の返還・抹消)をして、いつも正しい保険証を使いましょう。

保険料は決められた納期内に納めましょう

⇒ 保険課国保納税係 ☎内線2391

保険料の納付は便利な口座振替をご利用ください!

申込先 取扱金融機関・郵便局の窓口(取扱金融機関名は納税通知書に記載してあります) 市役所保険課の窓口(市役所1階 番窓口) または各市政窓口 必要なもの 預(貯)金通帳、印鑑(口座の届出印) 納税通知書

保険料の納期内の納付が困難な場合は、お早めに国保の窓口にご相談ください。

特別な事情がないのに保険料を滞納すると...

有効期間の短い「短期被保険者証」の交付 受診の際いったん10割負担していただく「資格証明書」の交付 財産の差し押さえなどの措置がとられます。

個人カードになります 国保の保険証が1人1枚の

現在使用している保険証の有効期限は9月30日(金)までとなっています。10月から、1人1枚の交付になります。新しい保険証は、9月末までに世帯主あてにお送りする予定です。保険証の大きさも定期券と同じサイズになりますので、失くさないよう大切に保管しましょう。

